

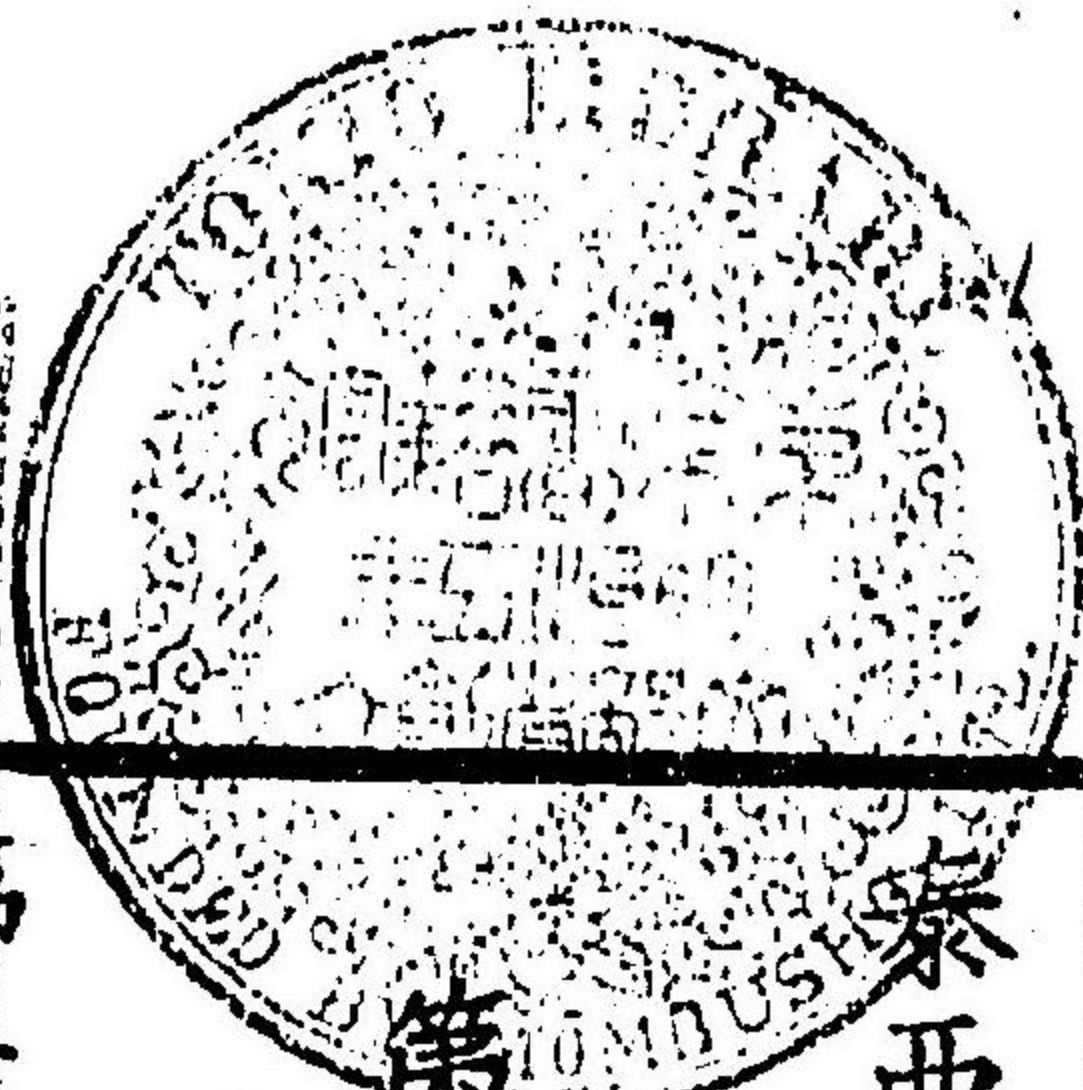
泰西國法論

特39

68

館書圖京東	
函三一	門新
架四	部一一
號一八八四	類

考
四
本



東京大学
法学部
蔵書印

泰西國法論卷二

國家並其國の住民雙方の權義

第一篇

國法論より立つる本國住民の區別

第三章 國內に居住する人を悉皆其國の住民あり

第四章 國法或は民法より住民の區別を立つる方法數種

第一章 第一の區別を國種と外國人あり國種とを本國
より生じたる人より真の所謂國民あり

第四章 第二の區別を自主民と不自主民あり不自主民
とは自ら其事を主宰する能が缺者より奴婢僕隸あり

明治三十三年圖書寮交付

第五章 第三の區別を國民の品種あり

第六章 第四の區別を國人の品位あり

第七章 右數種の區別を由て各種の住民國家を對して有する所の權義並に其彼此互に有する權義迥に異あり

第二篇

國民外國人

第一章 國民を本國の本種より國家を對して有する所の權義共々全し

外國人を國內に住せしめ共々來本國の民に非ざり故に其國家を對して有する所の權義共々微あり

第二章 國民の原語を直譯せれば都人あり都人とハ昔時都名を專らする事を得たる府邑ホウシの人あり然も共今都人と稱するハ總て國人の事あり都人ト譯し其義紛と譯す

第三章 古昔都人其特權特義を有して貴種高族の下郷

民の上より立ち

第四章 方今の世獨英吉利國より於て民の公權私權は關涉し、猶右の古義を存せりと云ふ

第五章 外國人又之を二類より別つ而して其國家より對して有る所の權義に従て差等あり

甲 一時入來する外國人

乙 居をとり永住して其國の住民より屬する外國人

第六章 甲を惟一時國內より來する者より本來國家より對して更に權義を有する事あり但國の律法其人を保護を故より彼宜しく其國の律法を遵守を可き耳

第七章 右の外一時入來する外國人の權義を國法論の

議する所の非ざりて列國公法の論する所あり

第八章 乙を其居住する所の國の住民より其國家と權義の關係あり以て國家より對して其權義を有する但其權義國民より比するより惟一等を讓る耳

第九章 國內居住の外國人行事自在建社信教請願の權等國民一般の公權を有する

第十章 然れ共代民議事を選擧官吏を補する等の公權を國民の特權より外國人より準許せざ

第十一章 國內居住の外國人亦兵役納税等國人一般の義を務む可し

第十二章 居住の外國人民法は掲る所の私權を有し私

義を務む可き事大抵本國民と同トスル但民法中掲て以て本國民の特權とスル者ヲ許さる耳

第十三章 律法又揭示せる例式又從て居住の外國人一切の民權を準許する典禮ありて其權全備を之を歸化と稱し

第十四章 歸化の後外國人復外國人ニ非バ全く所生の國人ニ同ト

第三篇

自主民不自主民

第一章 自主民不自主民の區別を歐羅巴諸國ニ於て今既ニ曠昔の談と成て復見ざる所あり

第二章 然りと雖昔時ハ歐羅巴諸國ニ此區別ありて其狀一ありざりけり

第三章 各種の不自主民各其名を異ニせり其尤顯著なる者と奴子君有奴莊僕役子あり

第四章 上世不自主民甚多くて當時名賢の論と雖奴を以て國家須要の一物とせり而して若夫國ニ奴無れば國其國を成さふ由ありと云ふ謂へり

第五章 奴の源も上代の戦利法論より出づ蓋上代の戦利法論も從へば戦敗して國を失む土地人民貨財悉皆敵の有と成る故も悉く亡國の人命を職事惟勝者の意に任す若夫死を宥め生を保つ時を或は之を賣り或は自之を驅使しつりと云ふ

第六章 古羅馬の奴も古今奴中の酸鼻極れる者ありと云ふ

第七章 古入奴も人より人非びと謂へり故も奴も毫釐も人權を與へず只視て畜生も同トく其主人所有の一物とせり故も奴を御する道馬牛を畜ふも等しく之を殺し之を傷け之を逐ひ之を賣り之を典する惟其主人の

意に任せしり故も奴の有する所の物得る所の物も即其主人の有する所得る所の物ありしり

第八章 羅馬の風俗世を逐て漸く溫柔に移り奴を馭する道由て以て稍寛典も從ひ後世遂は虐主の奴を苦使する慘酷を禁する律法を設るに至りしり

第九章 奴主奴を放釋する事一時羅馬の風尚とありたり其由て來る所の故多般ありと雖其以て奴の困苦を減せしと則ちあり

第十章 右の風尚流行し因て奴も非び又平民も非びも一種の間民多く生ト之を名けて釋民と稱ししり

第十一章 右の釋民一切の民權を有し得しり獨其舊主

入は對して猶臣禮を執りて耳

第十二章 曰曼耳及斯拉窩爾民の古俗は亦奴たり全く
羅馬の奴は同し惟其名目を異し之を君有奴と稱せ
り

第十三章 然し其之を羅馬の奴は較ぶるは制御の道一
層寛まり後來君有奴一變して莊僕と成りても今を距る
こと年既久しと云ふ

第十四章 昔嘗て主人其奴は莊墅の田を授て之を耕種
せしめたり其奴の子孫世々莊墅に屬して移らば遂は莊
僕の名を得たり

第十五章 若夫莊墅其主人を變する時も莊僕は依然と

して莊墅に止りて轉ぜざりけり

第十六章 中世東歐羅巴諸州の農戶漸く變して悉皆莊
僕と成りたり

第十七章 西歐羅巴諸州は於ては星移り物換るは從て
莊僕漸く寛典を蒙り即生殺與奪を擅し主人の權
漸く減り主人は惟年穀の税銀定額の調庸を征する耳と
成り之を君役手役執役と云へり

第十八章 然れ共君有奴莊僕終は曾て公權の準許を得
る事無りけり

第十九章 和蘭英吉利は於て君有奴莊僕共に跡を絶て
以來既は若干の星霜を経たり日耳曼列邦は於て之を廢

一七〇〇年乃至八百年の間は在り法朗西は於て
一七〇九年の變亂は頓之を廢し俄羅斯波蘭は
於てを現は今帝の意より出て之を廢し人の知る
所あり

第二十章 亞墨利加州黒奴の狀情殊は奇異あり此を歐
人此新世界を覓見して攻奪せし後日あらば之を輸
入ししりと云ふ

第二十一章 黒奴の濫觴を新世界の土人を愛憐する仁
心と黒人を非人視する歐人一般の臆説より出たりと云
ふ

第二十二章 初黒奴輸送の本意は惟礦山を鑿ち田野を

開墾せしむるに在りしれ共遠らざし上代の奴と同一
般と成りしり

第二十三章 黒奴の賣買を方今歐羅巴亞墨利加文明の

諸國は於て之を禁むる所あり 英人オランダ人ホルス

第二十四章 方今西班牙を除く外歐羅巴の諸國皆其海

外領地の黒奴を廢ししり 千八百三十三年英國政府悉く
海外領地の黒奴を贖ひしり

三千ポンドステリング
我九千萬兩は値すと云ふ

第四篇

國民品種の區別

第一章 國民品種の區別と絶遠の東國と流行し未_レ曾_レて歐羅巴と入ら_ズ

第二章 此區別印度國と荒遠極へ難き時より既_ニ有_リりたりと云ふ蓋_{シテ}埃及太古の俗を天竺人學びたりと思_ハるあり然_レも埃及の文化を取りて國を開き_テ希臘等歐羅巴の國內_ニ此風未曾_テ入らざり_テ幸と謂ふ可_シ第三章 國民品種の區別流行する國_ニハ國內諸等の人民品種隔絶し_テ恰も天然別種の如く永世懸隔し_テ互_ニ交_ハる可_ラざ_レ就中其公權尤_ニ迥_ニ異あり

第四章 國民品種の區別行つて國に於てを概するは國人を四品種に別ちり

第一 巫祝僧侶制法者學者及法士の品種印度之を波羅門バラモンと云ふ

第二 王侯兵士の品種印度之を刹帝利サチリヤと云ふ

第三 良民の品種印度之を吠舍ヴェシヤと云ふ

第四 賤民の品種印度之を戍達羅シュダラと云ふ

第五章 埃及より此品種の界限更に一層嚴多りきと云ふ其を管其子其父の種類に從ひのみ止らば農商百工悉皆箕裘の業を継ぎたりと云へどあり

第六章 品種の畫別を國の爲め民の爲め大害なり實之を厭棄も可し

之を厭棄も可し

第七章 民の品種隔絶もよ因て國民の權永世偏倚不平

一半の民他一半の民を壓倒し禮義廉恥等國家綱維の

心を薄くし遂に外敵を以て容易に其國を奪はむ印度即是

第八章 國民品種の區別よ由て國民互に隔絶して相交

らば帝相濟相養の道に害あり而已あらず實に人文民智

開達して國富實を致すを妨る大患なり

第五篇

國民品位の區別

第一章 國民品位の區別を稍品種の區別より類似を蓋其
本品種の區別より出づりと思ふ

第二章 然れ共品位の區別を品種の區別より比するは畫
別稍小あり加之民論時需に應じて遷轉し區別の狀情亦
從て變化を

第三章 故に品位の區別を新古歐羅巴の諸國に於て其
形狀一あり

第四章 上代文教照明ありし國に於て品位の區別最初
尤簡あり

甲 閩閩貴族(希臘のエウパトリーテン羅馬のバトリシニ)是あり

乙 平民(希臘のデモス羅馬のブルガス)是あり

第五章 日耳曼の古俗を國民の品位を三等と別ちたり

甲 王侯及貴族(ヤル)

乙 自主民(カル)

丙 僕隸(タラル)

第六章 耶蘇教歐羅巴に入りて後僧徒別と一品位を成

し

第七章 村落上りて都と成りて至て都人般實富有威力

頗る威あり故に其公私自主の權を執守し遂に亦自一品

位を成し

第八章 右の如く數般の品位生じ上りて於て各品位

公權の比例歐羅巴諸州互に同トウリたり

第九章 法朗西等の數國に於てハ昔國民の品位を別て

三と成し

第一 僧徒の品位

第二 貴族(累世相傳の古貴族)の品位

第三 第三等(都人及村落の小貴族郷民を數)の品位

第十章 英吉利等の數國に於てハ高等の貴族(ノビリチ)

高位の僧徒合して一品位とあり之を爵位貴人(ロルツ)

稱し都人(シチゼンス・ビュルギス)村落の小貴族(ゼントリ)及

自主の農戸(エオマンリ)合して一品位を成し之を平民(コ
ムンス)と稱す

第十一章 瑞典等の數國に於ては國人の品位を別て四
とす

第一 貴族

第二 僧徒

第三 都人

第四 郷民

第十二章 荷蘭及北國逸諸州に於ては僧徒其公權を失
し復國事の關係せざん即惟三品位を稱せり

第一 貴族及騎士

第二 都人

第三 郷民

第十三章 昔時も右品位の區別は因て國人の公私兩權
迥に異しして各品位皆其特權を有ししなり就中一頭政治
の國を甚しとす

第十四章 然るも年月を経る久しきに従て品位の區別
漸次は解釋し方今の歐羅巴諸國に至て猶品位の區別其
義を存せざるを惟公權の上のみとせりしなり

第十五章 民法私權の上は在りては萬人同權の論世を
蓋ひて品位の特權を驅逐ししなり然れども慣習の餘俗日
用の交際上は猶其跡を存せざる耳

第十六章 見今歐羅巴多半の國譬を法朗西以太利比利時尼達蘭等も於ては品位の區別全く廢れり

第十七章 爾餘の諸國譬を英吉利普魯士瑞典奧地利等も於ては品位の區別方今猶其義を存せし雖も其實は惟代民議事を推選する例條の一根據なる耳代民議事を總國民も代て國事を辨論商議する者も君主と制法の權を分つあり

第六篇

國家も對して住民有する所の通權

第一章 住民の國家も對して有する所の通權を第一に國家も要するも立國の本意を達するを以てするあり○國家宜しく其經理する所の資用を以て總國の幸福を増益し勉て其自立を保ち國民の權利平安を護り國中の禮序を正し衆力を統合し相濟相養の道を長し以て國益を増殖を可し故も一切國民共之を國家も要求するも或得可し

第二章 右國民國家も要する所の諸權は是國家の公義公務あり然も共此義務も道學も所謂國家の義務も

法學論にて之を國家の要約と成し難し故に國人詞訟
議論を以て之を國家に責む可らざる

第三章 然れ共又其國の住民に其國家に對して躬自其
本權を有して人々之を執行し得可し而して時りて詞
訟議論を以て之を防護を可し

第四章 住民の本權を國家の律法に揭記して之を保護
を可し然れ共國家の公益の爲に住民其本權を譲り可き
事宜に臨てん律法又之を裁制する所あり

第五章 根本律法即國憲に住民本權の大綱を明記確定
し是各國の通例あり

第六章 所謂住民の國家に對して有する所の本權左の

如し

第一 自身自主の權

第二 住居を犯す可らざる權

第三 行事自在の權

第四 建社會合の權

第五 思言書自在の權

第六 任意に法教を信し法禮を行ふ權

第七 書札の秘密を敬重せしむる權

第八 其所有の物を自在しむる權

第九 律法の上より萬人同一あり權

第十 租税の課率家産の貧富に準じざるを要する權

第十一 請願の權

請願

第十二 國家と結びたる私約を國家は信守せしむる權

第七章 自身自主の權
自身自主の權は人を逮捕し人を獄に繋ぐを禁す○國家は長しる者を務て住民をして互に其自身自主の權を恭敬せしむ可し○國の首長と雖律法は詳記せる事件は従ひ條例は據り保証を守り通國の為は害を除く道理は非ざれば絶て人民自身自主の權を毀傷し可らば

第八章 住居を犯し可らざる權
住居を犯し可らざる權は主人の意は戻りて他人絶て其家は侵入し可らざるを云ふ○惟通國公益

の為は國家の首長律法は指示せる事件は従ひ保証は據り命令を下し當官の人を差して其家は入りしむるを得可き耳

第九章 行事自在の權
行事自在の權は人民の往來交通等百事其意は任せし障無きを云ふ○諸人律法を遵守せしむるを制し業を行ふ惟其意の任あり可し警む居をとり家を移し或は旅行を為し又本國を去り本國は歸來する等總て皆自在あり可し但通國公益の為は此權を殺し事ありは國內の治安を保全する衙門即巡察法例の管理する所あり

第十章 建社の權
建社の權は數人會社を結び衆力を合し錢本

を湊め一人の力よく為し能ざる事業を興立し共同の本
意を達せしむる權を云ふ○會合の權とは多人一地は會同し
て或は歡樂を同くし或は其共益を謀り或は其衆利を經
理せしむる權を云ふ

第十一章 建社の權を執行せしむるは因て絶て國家の公益
を害せしむらば故は建社を必らば國家主長の管轄は屬せ
可し會合の權を執行せしむる者を國內の禮序を正し治安を
保護せしむるを以て任とせしむる巡察の法例を遵守せしむ可し

第十二章 心は思ふ事の自在あるを絶て之を禁止せしむ
は由あり

第十三章 言語文章著書鏤刻は因て其議論を公布する

事の自在あるを文教照明あり國は於て之を禁せしむらば
所の民權あり

第十四章 然りと雖言者筆者其言説公布せしむ所の記事
議論は就て終始自其辨解の責は任せしむ可し若夫由て以て
他人を誹謗し或は天下の治安を害し或は國家を危し瀆
くる時の律法其人を罰せしむ可し

第十五章 其見解は從ひ其神は敬事せしむるの自在あるを
文理明發あり人々自己性中の蘊權は外暴絶て之を犯
す可らば

第十六章 然りと雖敬神の儀禮行祭等に至て人々其
所在の國律を遵守して違背せしむらば祭祀等敬神の儀式

を監督して由て以て通國の治安を害する端を開きめざ
るは是國家の長より人の職務あり

第十七章 書札の秘密を恭敬するは住居を犯ざると其
義一あり然も共惟國家の公益を害する者も律法の明文
に照し其指示する所の事件も隨ひ保証も據りて發封を
可き耳

第十八章 其所有の物を自在とする權を宜しく之を敬
重す可し蓋是成國の基礎あり惟天下の公益の爲之を
限制する所ありのみ

第十九章 特別非常の事件より國家の公益之を要する
は非れば絶て住民所有の物を收て國家の公物と爲す可

ら

第二十章 罪人所有の物を没入するは罪人の妻子親屬
と對して非義殘刺の處置より且無益あり事あり蓋是
を刑と謂ふ可らば却て盜賊の業と謂ふ可し

第二十一章 律法上は萬人同權と云ふ事を位階品位公
私兩權の區別一切之を廢閣ると云へる義は非ず其故は
是等の區別を人間に除去す可らざる者ありあり○此
言の本義は律法各人の權利を保護する事同一より絶
て依怙負無きを謂ふあり

第二十二章 國民租税の課率家産に準ざるを要する權
を有る故に國家通國の爲に住民を役使し物税銀税を收

おと雖悉皆毎戸家道贏縮の比例に準じ其間毫も偏頗の處置無く可く又稅役の事は關りて國家肆は其入某品位に特准特許を與ふハ國法論の禁止する所あり○斯る特准特許を其非義なる實は大有り其故を由て以て爾餘一切國人の稅役を重くさればあり

第二十三章 請願の權を由て以て右に列擧する住民の國家に對して有する所の諸權を防護する所の道あり
第二十四章 茲は人たり其權利毀傷せらるる時を政府制法院及州邑の府に至り請狀或は願狀を呈し有司は其權を復せしめん事を請ふを得たり之を請願の權と云ふ

第二十五章 他人の權利を保護する為或は國家の公益の爲りも亦右の如く請願狀を呈するを得たり

第二十六章 請願狀を呈する一名たりても可あり連名たりても可あり然りと雖他名を犯し或は通國全民或は若干民の名を稱し請願するを禁むる所あり

第二十七章 國家と結びたる私約を國家は信守せしむる權を概する民法の條例に屬する所多くして國法の例條とする所少し

第二十八章 然るは國家威福を張り住民と結びたる約を踏ざら例杖擧げ勝ど然るを世は或は本來不正の國法論を唱へ或は通國公益の説を托し國家の非義を遂るを

助了者なり邪說世を惑はる者と謂ふ可し

第二十九章 右諸權の外は猶住民國家に對して有する所の權なりと謂ふ説なり例は左の如し

其一 濟救を受る權

其二 工作を受る權

其三 教育を受る權

第三十章 然と共許多若干の住民は特別に食料工業教育を授くを元來立國の本旨は非ざり又國家の職務は非ざり第三十一章 貧を轉じて富と為し工作を蕃盛し學術を弘大し是を以て論思望を可き事ありと雖戸ごとく救ひ人ごとく小救ありは國家の力も猶足ざる所あり抑國家

の本務より其力を盡す可きを惟右三事の為は通國一般の明法を制し良術を設くるのみ

第三十二章 右三事の為は國家を要求し或は之を爭論する權を有する者と絶て國中に在る事無し可し

第七篇

國民の公權 又名都人士權

第一章 純然たる無限君主の國は非ざる外は諸國共ニ槩として國民國事ニ關係し政事ノ方向を定む

第二章 斯る民權を其公權と稱し其本原多くを太古の風俗因習より來る蓋漸を以て生し後世遂に國の律例法典と成ると至れり

第三章 國民の公權又之を本國民の權と稱し其闡發する所の事體と此權を操る人の多寡とを就て其差別甚大あり

第四章 方今歐羅巴の諸國は於て國民公權の胚胎せし

所以ニたり

甲 昔閑閔鉅室威權王侯ニ亞ニ者リりて之を王侯の匹敵君子と稱スり若夫國ニ大事ニられバ之を會同商議シりトより來リり蓋是王侯其匹敵君子ニ對シて義然ラらズるを得ザりトあり

乙 昔時嘗て國民或ハ代民議事の人躬自是ト許スる所の外ハ絶て銀を出シて國用を助ク可キ義有ル事アリと云へル條規を定めルより來リ

第五章 右二種ノ原由許多ノ國ニ於て歲月と與ニ推移シ漸ク合シて一ト成リ終ニ國民或ハ代民議事の人君主と國家制法ノ權を小大分ち領スるニ至リ

第六章 代民議事制法ノ權を分領スる國ニ於てハ推舉ニ應ズ可キ人并ニ選養を為ス人ニを定むル事詳明アリ可キ即特ニ是ガ為ニ設け立テる律法ノ例條アリて代民選舉ノ法を詳シん

第七章 代民選舉ノ權或ハ闔國全民悉皆之を育シくモ抑セずル所無シ或ハ若干ノ例條を定テ之を限制ス

第八章 縱令選舉ノ權限制無キ國ト雖其實ハ此權ニ與ス可ラざル者國中過半アリ是分明ナル事情アリ婦女兒童狂疾ナル人重刑を蒙ル人及其所有を自由ニすル權を失へル人等是あり

第九章 各國律法の例條を定て選舉の權を限制する事
え則相同トと雖其限制の法に至ては諸國一様ありんば其
例を舉むむ大略左の如し

- 其一 推舉に應ず可き權及び選舉を為す權每品位
各其特例あり
- 其二 國民の内某々の業を執る者此權を有せざ
- 其三 家道の貧富に準じて此權を失得す
- 其四 代民議事の權有數の著姓顯族累世之を領し
或を一種の爵位官職と共に遷移す
- 其五 君主躬自亦推舉の權を分有す
- 其六 代民議事應舉の後或を歲月の限あり或を歲

月の限無し

第十章 右代民議事選舉限制の法各國國法論開明の度
に從て互に異同あり故に選舉の法を一概に論定して至
善の良法を指示す可き事誠難し

第十一章 然れ共左の二則以て方今の通論と可し

- 甲 代民議事を闔國全民に代り論議する職あるを
其議論宜しく恒に闔國全民の衆利公益を本旨
として絶て某品位某産業又某人の私利私益を防護
を可らば代民議事の設能く此意を體認す可し
- 乙 苟通國の利害得失を論ざる學識を具する人悉
皆代民議事を選舉する列に加ふる可し

第十二章 獨國人は准許して外國人は與ふ可らざる權を本朝の官に任じ職に居る權のみあり

第十三章 右本國の官職に任せらる可き權一切國人皆平等之を有る或て一種の例條を設て之を裁制す

第十四章 官に居るは尤須要とする所を其人能く其職に稱ふ才能を有るあり是邦制完備する國に於て萬人同一は此權を有し得ざる自然の事情あり

第十五章 官職に任じ可らざる人を婦人孺子狂疾の人は人刑を蒙りしる人一丁字を知らざる人等ある事自ら論あり

第十六章 許多の官職各其相當の才能須要なり毎官宜

しく其相當の人を得可し是試業の自ら止む可らざる原由あり

第十七章 或て國にあり其種の官職を以て其品位の特權普魯士將校を貴族の特權ありと云ふ

第十八章 上章の特權を厭棄す可き惡業あり其故二あり一は此を甚偏頗ある法として他品位の人を對して不義を行ふあればあり二は官職選舉の間は當りて其才能不足ある者を除く外絶て限制する所無きは通國公益の要する所なきあり

第八篇

國家に對して住民の務む可き義

第一章 國家に對して第一は務む可き住民の通義を法律を敬守し君主及頭長其管内に施せし命令に服従せらるあり

第二章 右の如く君主頭長の命令に服従を可しと雖奴隸の如く君主頭長の命と云ふ惟命是奉ず可しと謂ふは非を其人命令を出し可き權を有せざしと律に發せし命令を恭順せらる及せし事又論あり

第三章 律法の條例に違へし命令を亦之を遵奉せらるを要せざし

第四章 君主獨裁絶て律法を以て之を束縛せざる國と雖も賣奴の如く毫も理非を論せざん只管君命を順従するを以て民の義とせん事を絶てらる事あり

第五章 若夫君主親ら萬機を操りて只管一人の私欲私情を任せ神の事等人民の正權を踏躐し暴政下を虐し社稷を殄滅し潰け外國の兵威を假りて本國臣民の正義を壓し或も殊更に國を外敵に賣るに至るは王命を拒て從ざるを以て却て本國正民の正義とせんなり

第六章 君主の非道暴虐を拒むる其道多端なり

第七章 若夫擅る威福を作し下を凌辱する者宰相以下の有司あれば更なる高等の官吏或も直る君主を訴て姦惡

を罰し其人の受けたる屈辱を復せん事を請願する可し

第八章 若夫君主親ら非法の命令を下し暴虐無道あり時と臣民直る君命を拒む事を得可し其法暴虐の輕重に従て差異あり

甲 或も惟命に従ふを拒む

乙 或も諫書を呈して明る命を拒む

丙 或も兵を以て起り暴を以て暴を拒む

第九章 然りと雖實に止むを得ざる極に至らざれば國民謹て兵を執て起ること勿れ國亂内變を國家災害の尤憂懼し可き極あり然れ共是は百方術盡き絶て彼不正を

拒み我正を守らふ由無きに至るとバ暴を以て暴を拒む術を試むんぞらる可らん

第十章 第二は務む可き住民の通義を國家其本意を達せらる為に須要の資用を助ふなり

第十一章 國家須要の資用ニたり

甲 人力を役せ

乙 貨物を用ふ

第十二章 文教昭明よりして百工業を別つ法優し流行せし國に於ても國家住民を役せれば必其勞を報ふ但非常の時を當りて人を徒役せらる事或は稀し是らる耳

第十三章 國事多般百官其職多し然れ共官位相當の條

裸らとバ喜て才を獻し能を呈し其職に居ん事を冀ふ者國家自ら其人を之に用らるべ

第十四章 爰は國家命を下し住民を召す時を當りて住民得て辭を可らざる義務あり下章に之を列擧す

第十五章

第一 法院探討使等の召し應じ其問に對する事

第二 其道に長じたる入法士の問に應じ其事を明し其義を釋する事

第三 証人と成て法士に其實を告ぐる事

第十六章 國家の危急艱虞の時或は天災地妖等左に掲ぐる時を當りて國家一切住民の力役を要求せらるを得可し

甲 外敵防禦の爲り

乙 内變鎮靜の爲り

丙 水火震災等の荒廢を除去する爲り

第十七章 國家立國の本旨を達する爲る諸般の品物須
要あり若夫國家別に之を得るは道無とむ住民其産の一
分を割て其所需の供も可し

第十八章 然るは國家其須要の品物を直し民より收取
する事を文化開明の國は於てを殆絶無僅有の事あり其
を例は土物を貢せしり行軍の車馬を供せしり及び兵士
を宿せしりも等し當て縦令協議甘服の上ありべと雖も
概するは皆其償銀を與ふれむあり

第十九章 住民一般の義務として銀を國家に貢を是諸
國の通例あり此銀即税として國家由て以て所需の人を役
し物を買ふ

第二十章 税銀を征する事を極て公平正直として貴賤
を論せし上下を別し法律法の條規に従て恠怙最負の處
置絶て無る可し住民の内某は品位某は産業は特准特許
を與ふる事又絶て無る可し

第二十一章 此他國家公益の爲る住民は其所有の者或
は所有の權を讓らしむる事あり之を公益の爲る所有を
讓る義と云ふ

第二十二章 平時住民所有の物を收取する時の豫め其

止を得ざる事情を明瞭に諭告し且優に償金を給して其人甘服せざるは非れど絶て之を行ふ可らば

第二十三章 國の爲に民の所有を收取せざるは就て動じれば君主の私欲暴令其間を行ふ易し故に君主の暴欲を防ぎ住民の權利を護らば爲に民の所有を收る法を極て綿密に條列し豫め掲て以て律法と爲す可し

第二十四章 禍變危急の時を當てて國家の公益の爲に主長平時の如く許多の時日を費す可き迂遠の條例を闕らば直に住民所有の物を取用せらる權を有す可し

第二十五章 例に火を撲滅せらる爲に隣近の家を毀ら洪水を防ぐ爲に在近の諸物を用ひ堅若を守らざる當て傍近

の家屋を除去して四隣の田野に水を溉き圍城或は舟中の糧食盡する時之を其所有の人を要求せらる類あり

第二十六章 右等の時を當りて公益の爲に其所有を譲るは住民の義務ありと雖も國家に其人に相當の償金を與ふる事を務む可し

